## 附表 耐震診断の評価の結果と構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価

## 別表1

耐震診断の方法の名称	構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性		
	Ι	П	Ш
指針第1第二号に定める建築物の耐震診断の方 法	Is< 0.3 又は q < 0.5	左右以外の場合	0.6 ≦ Isかつ1.0 ≦ q

## 別表2

耐震診断の方法の名称	構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性		
	I	П	Ш
一般財団法人日本建築防災協会による「木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める「一般診断法」(時刻歴応答計算による方法を除く。)	上部構造評点<0.7	0.7≦上部構造評点 <1.0	1.0≦上部構造評点
一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄 骨造建築物の耐震診断指針」(1996 年版、2011 年版)	Is< 0.3 又は q < 0.5	左右以外の場合	0.6 ≦ Isカンつ1.0 ≦ q
一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄 筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定め る「第1次診断法」により想定する地震動に対して 所要の耐震性を確保していることを確認する方法	-	-	1.0≦ Is/Iso
一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄 筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定め る「第2次診断法」及び「第3次診断法」(1990 年版)	Is/Iso < 0.5 又は C <sub>TU</sub> ·S <sub>D</sub> < 0.15	左右以外の場合	1.0≤ Is/Iso $\hbar$ $\sim$ 0.3 ≤ $C_T$ · $S_D$ ≤1.25
一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄 筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定め る「第2次診断法」及び「第3次診断法」(2001 年版、2017年版)	Is/Iso < 0.5 又は C <sub>TU</sub> ·S <sub>D</sub> < 0.15·Z・ G·U	左右以外の場合	1.0≦ Is/Iso カン 0.3·Z·G·U ≦C <sub>TU</sub> ・ S <sub>D</sub>

一般財団法人日本建築防災協 骨鉄筋コンクリート造建築物の 定める「第2次診断法」及び「第 (1983年版)	耐震診断基準」に	Is/Iso < 0.5	左右以外の場合	1.0≦ Is/Iso
一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」及び「第3次診断法」(1997年版)	鉄骨が充腹材の 場合	$Is/Iso < 0.5 又は C_T \cdot S_D < 0.125 \cdot Z \cdot G \cdot U$	左右以外の場合	$1.0 \le I_S/I_{S0}$ かつ $0.25 \cdot Z \cdot G \cdot U \le C_T \cdot S_D$
	鉄骨が非充腹材 の場合	Is/Iso $< 0.5$ 又は $C_T \cdot S_D < 0.14 \cdot Z \cdot G \cdot$ U		1.0 ≤ Is/Iso
一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」及び「第3次診断法」(2009年版)	鉄骨が充腹材の 場合	$Is/Iso < 0.5$ 又は $C_{TU} \cdot S_D < 0.125 \cdot Z \cdot$ Rt・G・U	左右以外の場合	$\begin{array}{l} 1.0 \leq I_{S}/I_{S0}  かつ \\ 0.25 \cdot Z \cdot Rt \cdot G \cdot U \leq \\ C_{TU} \cdot S_{D} \end{array}$
	鉄骨が非充腹材 の場合	$I_{\rm S}/I_{\rm So} < 0.5$ 又は $C_{\rm TU} \cdot S_{\rm D} < 0.14 \cdot Z \cdot Rt \cdot G \cdot U$	左右以外の場合	1.0 ≤ Is/Iso
建築物の構造耐力上主要な部分が昭和56年6月 1日以降におけるある時点建築基準法(昭和25年 法律第201号)並びにこれに基づく命令及び条例 の規定(構造耐力に係る部分(構造計算にあって は、地震に係る部分に限る。)に限る。)に適合す るものであることを確認する方法		-	-	確認できる

- I. 地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い。
- Ⅱ. 地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性がある。
- Ⅲ. 地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低い。
- (※) 震度6強から7に達する程度の大規模の地震に対する安全性を示す。 いずれの区分に該当する場合であっても、違法に建築されたものや劣化が放置されたものでない限りは、震 度5強程度の中規模地震に対しては損傷が生ずるおそれは少なく、倒壊するおそれはない。